

「行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案」のポイント

基本理念

国民本位の
行政の実現

行政に係る
資源配分の最適化

新しい公共の構築

集中改革期間(3年間)後も、行政構造が自律的・持続的に改善・刷新されていく体制構築を目指す。

基本方針

政府の講ずべき措置に係る重点分野

- 1 国家公務員の総人件費に係る行政その他人事行政に関する分野
- 2 予算の執行等に関する分野
- 3 国有資産等に関する分野
- 4 公益法人に関する分野
- 5 規制改革に関する分野
- 6 行政の事務及び事業の実施主体に関する分野

会議の調査審議及び提言に係る重点分野

- 1 国家公務員の総人件費に係る行政に関する分野
- 2 行政改革を恒常的かつ強力に推進するための組織に関する分野
- 3 行政機関の情報システム等に関する分野
- 4 国有資産に関する分野

(詳細は別紙参照)

実施に向けて具体化

行政改革実行本部 (行政改革の司令塔)

- 組織
内閣総理大臣を本部長とし、全大臣で構成
- 設置期限
平成28年3月31日まで

総合調整
企画立案

工程
表

政府による
実施

検討

行政構造改革会議 (有識者会議)

- 組織
内閣府に設置
議長及び委員6人
- 設置期限
2年間

提言

随時追加

<p>政府の講ずべき措置に係る 重点分野及び基本方針</p>	<p>行政構造改革会議の調査審議及び提言に係る 重点分野及び基本方針</p>
<p>1 国家公務員の総人件費等に関する分野 ○ 国家公務員の総人件費改革の推進 ○ 国家公務員OBによる独法及び特殊法人等への再就職の適正化及び公表等／独法役員の定年制等</p>	<p>1 国家公務員の総人件費に関する分野 ○ 平成21年度当初予算からの2割削減目標</p>
<p>—</p>	<p>2 行政改革を推進するための組織に関する分野 ○ 行政刷新・行政監視機能の集約・強化</p>
<p>—</p>	<p>3 行政機関の情報システム等に関する分野 ○ 行政機関の情報システムの改善・刷新 ○ 行政の情報化の推進</p>
<p>2 予算の執行等に関する分野 ○ 予算・決算の透明化 ○ 行政事業レビューによる行政の見直し ○ 人事評価における無駄の排除等に関する目標の設定 ○ 調達制度の改善／旅費に関する事務の効率化</p>	<p>—</p>
<p>3 国有資産等に関する分野 ○ 国有地等及び政府保有株式の売却等の促進(0.5兆円) ○ 施設命名権の活用</p>	<p>4 国有資産に関する分野 ○ 公共用財産及び左欄以外の政府保有株式の売却等</p>
<p>4 公益法人に関する分野 ○ 公益法人に対する予算交付及び権限付与の見直し ○ 一般社団・財団法人への移行の際の厳格な審査 ○ 検査事務等実施法人に関する適正化</p>	<p>—</p>
<p>5 規制改革に関する分野 ○ あらゆる分野における規制の徹底した見直し</p>	<p>—</p>
<p>6 行政の実施主体に関する分野 ○ 新しい公共の構築 ○ PFIの活用の促進</p>	<p>—</p>